

～練馬区からのお知らせです～

令和5年10月1日（日）から 事業系一般廃棄物処理手数料を 改定します

一般廃棄物処理業者に収集を依頼している事業者の皆さま

許可業者と事業系一般廃棄物の収集・運搬・処分契約を結ぶ際の契約上限額を改定します。

許可業者に処理を委託されている場合の具体的な契約内容については、委託先業者にご確認ください。

(税込)

| | | |
|---------------------------------|--------|--------|
| 23区事業系 一般廃棄物処理手数料 (契約上限額) | 現行料金 | 改定料金 |
| | 40円/kg | 46円/kg |

区の収集に出している事業者の皆さま

新しい事業系有料ごみ処理券は

★令和5年10月1日（日）から各取扱所で販売いたします。

| 券種 | 現行料金 | 新料金 |
|----------------------------|--------|--------|
| 10 [㊦] 券（1セット10枚） | 760円 | 870円 |
| 20 [㊦] 券（1セット10枚） | 1,520円 | 1,740円 |
| 45 [㊦] 券（1セット10枚） | 3,420円 | 3,910円 |
| 70 [㊦] 券（1セット5枚） | 2,660円 | 3,045円 |

よくある質問にお答えします



問 なぜ、手数料を改定するのですか。

廃棄物の処理には、収集・運搬から処分まで多額の経費がかかっています。

区では、受益者負担の観点から、区の収集にごみを出す排出者の皆さまには廃棄物処理に係る手数料を負担していただいています。この廃棄物処理手数料は、廃棄物を処理するための費用をもとに算定していますが、手数料原価と現行手数料との間に乖離が生じています。

そこで、排出者の皆さまに適正な処理費用を負担していただくために、廃棄物処理手数料額を改定します。



©2011 練馬区ねり丸

問 手数料を改定するのは練馬区だけですか。

23区全体で改定します。

問 新しい事業系有料ごみ処理券はいつから使えるのですか。

令和5年10月1日（日）以降、区の収集にごみを出す際に使用できます。

問 新しい事業系有料ごみ処理券はいつから購入できますか。

令和5年10月1日（日）から取扱所（※）で購入できます。

（※）取扱所：公募店・コンビニエンスストア・スーパーなど

問 現在の事業系有料ごみ処理券はいつまで使えるのですか。

令和5年10月31日（火）までは使用できます。

問 現在の事業系有料ごみ処理券を令和5年10月31日（火）まで使用しても、残ってしまった場合はどうすればよいのですか。

令和5年10月31日（火）までに現在の券が使い切れなかった場合、銀行口座に返金する還付手続きをすることができます。

還付には、ごみ処理券に領収印または領収書（レシート）が必要になります。

詳しくは下記まで問合せください。

※還付の手続きは下記の区の窓口での受付になります。事業系有料ごみ処理券を購入した店舗（取扱所）での手続きはできません。

問合せ先

○清掃リサイクル課清掃事業係（豊玉北6-12-1） Tel.03-5984-1059

○練馬清掃事務所（豊玉上2-22-15） Tel.03-3992-7141 【〒176・179 地域】

○石神井清掃事務所（上石神井3-34-25） Tel.03-3928-1353 【〒177・178 地域】